

令和7年度 沖縄県民生委員・児童委員広報活動業務委託
企画提案応募要領

1 業務名 令和7年度 沖縄県民生委員・児童委員広報活動業務

2 趣旨・目的

民生委員・児童委員活動について広く周知し、県民の民生委員・児童委員の活動に対する認知度の向上と、民生委員・児童委員の担い手確保のため、広報宣伝活動を展開する。

3 委託業務の主な内容

上記の趣旨に沿って、以下の業務を行なうこととする。

- (1) 事業名：令和7年度 沖縄県民生委員・児童委員広報活動業務
- (2) 事業期間：契約締結の日から令和8年3月31日
- (3) 提案上限額：5,350,000 円（消費税及び地方消費税を含む）
- (4) 内容：詳細は「令和7年度沖縄県民生委員・児童委員広報活動業務委託に係る企画提案仕様書」参照のこと。
 - ①普及啓発のための広報企画、制作及び実施
 - ②普及啓発イベントの企画・実施応募参加資格

4 応募参加資格

次に掲げる要件を原則としてすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。また同条第2項各号に該当すると認められる者で、その事実があった後2年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していない者でないこと
- (2) 地方公共団体等から広報事業(イベント、広報企画等)の業務若しくはそれに類似する業務の委託を過去3年以内に受け、適切に履行した実績があること
- (3) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団をいう)又は暴力団員と関係を有している者でないこと
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 本事業を履行することができる体制が整備されていること。
- (6) 沖縄県内に事業所を有するなど、業務進捗状況や業務内容等に関する打ち合わせに円滑に対応できる体制を有する者であること。
- (7) 今回の委託に際して、本事業の専任担当者を割り当てる等、十分な遂行体制がとれること。
- (8) 応募は単独に限らずコンソーシアム(共同企業体)でも可とする。この場合の要件は以下のとおりとする。

ア コンソーシアムを代表する事業者が応募を行うこと。

イ コンソーシアムを構成するすべての事業者は、応募参加資格(1)、(3)、(4)、(5)の要件を満たす者であること。

ウ コンソーシアムを構成する事業者のいずれかが、応募資格(2)、(6)、(7)の要件を満たす者であること。

エ コンソーシアムの構成員が、単体企業としても重複応募する者でないこと。

オ コンソーシアムを代表する事業者は事業目的達成のため他の共同企業との連携を密にし、各事業の推進及び成果の達成を図るものとする。

5 応募要領等の配布

(1) 掲載開始日: 令和7年 11 月 17 日(月)

(2) 掲載場所: 沖縄県ホームページの「公募・入札」及び福祉政策課ホームページ

6 スケジュール(予定)

(1) 公募開始 令和7年 11 月 17 日(月)

(2) 質問受付締切 令和7年 11 月 21 日(金) *17 時必着

(3) 参加申込期限 令和7年 12 月2日(火) *12 時必着

(4) 提案書類提出期限 令和7年 12 月8日(月) *17 時必着

(5) 第一次審査(書類審査) 令和7年 12 月9日(火)

(6) 第二次審査(プレゼンテーション審査) 令和7年 12 月 18 日(木)

(7) 受託業者決定通知 令和7年 12 月 19 日(金)

(8) 契約締結予定 令和7年 12 月 22 日(月)(予定)

(9) 事業終了 令和8年3月 31 日(火)

7 質問受付

仕様書等について質問のある者は、次のとおり行うこと。

(1) 質問期間 令和7年 11 月 21 日(金) 17 時まで(必着)

(2) 質問方法: E-mail とする。

E-mail : aa030100@pref.okinawa.lg.jp

(3) 質問のあった事項については、随時、沖縄県ホームページの「公募・公告」及び沖縄県福祉政策課ホームページに掲載し、個別には回答しません。

(4) 最終回答日: 令和7年 11 月 26 日(水)

8 応募方法等

(1) 参加申し込み

① 申込期限: 令和7年 12 月2日(火)まで(必着)

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

(2) 申込方法: 下記、必要書類を提出すること。なお、企画コンペへの参加可否については、令和7年 12 月9日(火)までに通知するものとする。

① 申込先: 沖縄県生活福祉部福祉政策課(県庁3階)(担当・吉田)

* 持参または郵送により提出。ただし、郵送の場合は到着確認が可能な手段をとるものとし、提出期限内に到着するよう送付すること。

② 提出書類及び必要部数等

(ア) 参加申込書(様式1).....1部

(イ) 会社概要(様式2).....1部

(ウ) 業務実績(様式3).....1部(応募参加資格4(2)が確認できるもの)

(エ) 誓約書(様式4).....1部

(オ) コンソーシアム協定書.....1部(コンソーシアムの場合に限る)

※イ、ウ、エについては、コンソーシアムの場合は構成員ごとに提出すること。

※コンソーシアム協定書は、別添コンソーシアム協定書ひな型を使用すること。

(カ) 実施体制図(様式任意).....8部

(キ) 貸借対照表(直近3期分).....8部

(ク) 損益計算書(").....8部

(3) 企画提案書等の提出

① 提出期限: 令和7年令和7年 12 月8日(月)17 時

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

② 提出書類及び必要部数等

(ア) 企画提案応募申請書 [様式5].....1部

(イ) 企画提案書(様式任意).....8部

* 原則として、A4版横、A4 版 20 頁以内(表紙含む、両面印刷可)、左上綴りとする。

ただし、グラフ、表等は必要に応じてA3版に印刷し、A4サイズに織り込むなど、理解しやすいように適宜工夫してよいものとする。

(ウ) 経費見積書 [様式6].....8部(各積算費目の内訳と単価を記載)

(エ) 提案内容説明資料 [様式7].....上記①の提出期限までにメールに添付し提出

③ 提出方法: (イ)~(ウ)をセットとして、ホッチキス等で綴り、その上に(ア)を添えて提出。(エ)のみメールで提出すること(送付先アドレスは様式内に記載)

④ 提出場所: 沖縄県生活福祉部福祉政策課(県庁3階) 担当・吉田)

* 上記期限までに持参または郵送により提出すること(厳守)。ただし、郵送の場合は書留郵便とし、期限までに確実に届くようにすること。

⑤ 留意事項

(ア) 上記8(1)により参加申請書の提出がなかった者の企画提案書は受け付けない。

(イ) 提出期限を越えた場合、いかなる理由であろうと企画提案書は受理しない。

(ウ) 書類提出後の書換え、引換え又は撤回をすることができないものとする。(沖縄県が補正等を求める場合を除く)。

(エ) 1提案者(コンソーシアムで事業を実施する場合は1コンソーシアム)につき、提案は1件であること。

(オ) 企画書等の作成に要する経費、応募に要する経費(プレゼンテーションに係る経費を含む)は参加者負担とし、提出物は返却しない。

9 経費見積及び経費限度額

(1) 各経費は税抜き価格とし、別途消費税を併記して提出すること。「項目3(3)提案上限額」の範囲内とする。

※企画提案のために提示する金額であり、契約金額ではない。

(2) 積算の項目については、以下の内容で提出すること。

- ① 人件費
- ② 謝金(原則として県の基準に従う)
- ③ 旅費
- ④ 会場、備品賃借料(会場設営費は含まない)
- ⑤ 印刷広報費(広報制作費、掲載費含む)
- ⑥ その他必要経費(通信運搬費、事務費、設営費等、詳細がわかるよう記載すること。)
- ⑦ 一般管理費、消費税

※各経費については、月数、回数、個数等、見積条件がわかるように明記すること。

10 企画提案の審査方法・契約

(1) 第一次審査(書類審査) 令和7年令和7年 12 月9日(火)(予定)

福祉政策課において、書類による一次審査を行い、上位3者程度を選定する。選定された業者については、第二次審査(プレゼンテーション審査)の時間を通知し、選定されなかった業者に対しては、結果のみを通知する。

(2) 第二次審査(プレゼンテーション審査)

- ① 日時: 令和7年 12 月 18 日(木) 14 時～16 時(予定)
- ② 場所: 沖縄県庁会議室
- ③ 所要時間: 30 分程度(プレゼンテーション 20 分、質疑応答 10 分)
- ④ 選定方法: 第二次審査は企画提案選定方針に基づき、提案書の内容や経費等を企画提案審査会において審査し、最も優れた提案者を決定する。
- ⑤ 留意事項
 - (ア) プレゼンテーションの順番は、おおむね企画提案書の提出順とする。
 - (イ) プレゼンテーションの説明は、審査員が理解しやすいように、説明は簡潔にすること。
 - (ウ) プレゼンテーションは、提案書を用いて行い、プロジェクターの使用は認めない。

(3) 審査結果の通知

審査の結果については、電子メール及び書面にて通知する。なお、結果について異議申立て等は受け付けない。

(4) 委託契約

委託契約は、第一順位に選定された者と交渉の上締結する。ただし、沖縄県と第一位選定者間の契約交渉が不調の場合は、次順位以降の者を繰上げて、その者と交渉する。

11 審査の主な評価事項

審査会は、審査にあたっては以下の事項等について評価する。

(1) 適合性

本事業の趣旨・目的と、企画提案のコンセプトが合致していること。

(2) 業務遂行能力

これまでに類似業務の実績があり、企画提案の内容や事業実施方法が妥当であること。

(3) 妥当性

適切な見積と積算内訳が示されており、費用対効果が期待できること。

12 留意事項以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

(1) 提出期限を過ぎて、企画提案書等が提出された場合

(2) 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

(3) 本応募要領に違反すると認められる場合

(4) その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

13 その他

(1) 書類提出にあたり、使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) 揭示金額は、企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額とは異なる場合がある。

(3) 採用された企画提案書等については、実施段階において予算や諸事情を勘案し、協議により変更することがあり、提案内容全てを保証するものではない。

(4) 企画提案書類の作成及び提出に要する経費等については提案者の負担とし、提出書類等については返却しない。

(5) 提出された提案書、審査内容、審査経過については公表しない。

(6) 契約手続きに関する費用は、事業者負担とする。

(7) 再委託は原則として不可とするが、事業の執行上、県が必要と認める場合は可能である。詳細は仕様書を確認すること。

(8) 検討すべき事項が生じた場合は、沖縄県生活福祉部福祉政策課と受託業者とで別途協議して決めることとする。

- (9) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の 100 分の 10 以上の額を、契約締結前に納付すること。ただし、沖縄県財務規則第 101 条第2項(※)の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(※) 契約保証金について(抜粋)

第 101 条地方自治法施行令第 167 条の 16 第 1 項の規定による契約保証金の率は、契約金額の 100 分の 10 以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 100 条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約の相手方が国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年間の間に履行期限が到来した二以上の契約をすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (7) 国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)若しくは他の地方公共団体と契約をするとき又は公共的団体等と随意契約(公益を目的としたものに限る。)を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (8) 電気、ガス、水の供給若しくは公共放送等の受信等公益独占事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく契約若しくは国が指定した相手方と契約を締結するとき。
- (9) 不動産の買入れ又は不動産若しくは物品の借入若しくは交換に係る契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (10) 県の業務に係る放送、広告、調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟等を随意契約で委託する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (11) 資金を貸付ける契約、預金契約、寄付に係る契約、運送契約及び雇用契約を締結する場合において、その性質上必要がないと認められるとき。
- (12) 美術品の買入れに係る随意契約を締結する場合において、当該美術品の事前審査から納品までの間、県がこれを保管し、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

(10)その他本業務の実施に当たっては、詳細は仕様書を参照するとともに、関係法令及び沖縄県生活福祉部福祉政策課が策定する「委託業務に係る事務処理マニュアル」の記載事項を遵守すること。

14 問い合わせ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2

沖縄県生活福祉部 福祉政策課 地域福祉推進班 担当: 吉田

TEL: 098-866-2177 FAX: 098-866-2569

E-mail: yoshidmi@pref.okinawa.lg.jp